

令和 8 年度大子町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 8 月 1 日策定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局、公平委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局とする。

3 調達の対象となる施設

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に定める事業所等

（２）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に定める国又は地方公共団体の助成を受けている小規模事業所

（３）国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に定める事業所

（４）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に定める在宅就業障害等

4 調達の対象となる物品等

物品等については、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、障害者就労施設等における実態に応じて障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

5 調達の目標 役務（除草・清掃作業等）：3, 650 千円以上。

6 障害者就労施設等の情報提供について

障害者就労施設等が供給する物品等については、発注の円滑化を図るため、町のホームページにおいて掲載するなど情報提供を行う。

7 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後に概要をとりまとめ、町のホームページ等により公表する。